

「赤色TSマーク」(自転車点検整備済証)の補償内容の改定について

自転車の関与する交通事故について、全国的に高額な損害賠償請求事案を認める判例が多くなっていることなどを理由として、10月1日から下記のとおり赤色TSマーク付帯保険の補償内容が改定されます。

○改定日 10月1日(水)

※自転車を点検整備し、TSマークが貼付された日が基準となります。

○改定内容 ①青色TSマーク…賠償額等変更はありません。

②赤色TSマーク

ア 傷害保険(現行どおり変更ありません)

イ 賠償責任保険(改定されます。改正内容は下記のとおりです)

○死亡・重度後遺障害(1～7級)限度額:2,000万円 → 5,000万円

○被害者見舞金(新設)入院(15日以上) 一律10万円

○赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 ・重度後遺障害(1～4級) 一律 100万円 ・入院加療15日以上 of 傷害 一律 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 ・重度後遺障害(1～7級) 限度額 5,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院加療15日以上 of 傷害 一律 10万円
補償の適用	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の方(同乗者も含む)が事故により、事故の日から180日以内に死亡または重度後遺障害(1～4級)を被った場合及び入院加療15日以上 of 傷害を被った場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の方が第三者に死亡または重度後遺障害(1～7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の方が第三者に傷害を負わせ、その第三者が入院加療15日以上となった場合
支払いの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・搭乗中の方は、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・事故は、道路上で起きたものに限られません。 		
支払いできない主な場合	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・自転車搭乗者の故意による事故 ・地震・噴火・津波による事故 <p>※暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金の支払いができないことがあります。</p>		
	頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族、同乗者に対する傷害や賠償事故 ・対物損害 等 	

※青色TSマーク付帯保険の補償内容は従来どおりです。

○本制度担当組織 公益財団法人日本交通管理技術協会

問 一般財団法人茨城県交通安全協会事務局 ☎029-247-3355

〈記号の見方〉

問：問い合わせ 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方総合支所 美支：美和総合支所 緒支：緒川総合支所
 御支：御前山総合支所 教委：市教育委員会 教山：山方事務所 教美：美和事務所 教緒：緒川事務所 教御：御前山事務所
 かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) 社協：社会福祉協議会 G：グループ